



婦女鑑

一

9
3924
1



婦女鑑

宮內省藏版

序

爲人妻。則扶其夫。以才德爲人母。則教其子。以義方。是故婦女賢而家道興焉。人才育焉。嘗徵之古今。考之內外。各



宮內省藏版

門 9
號 3924
卷 1

婦女鑑

宮內省藏版

早稻田大學圖書館
昭 29.4.23
藏書

序



爲人妻。則扶其夫。以才德爲
人母。則教其子。以義方。是故
婦女賢而家道興焉。人才育
焉。嘗徵之古今。考之內外。各

婦
女
鑑
序
○
宮內省藏

婦
女
金
國傳記所載。耳目所觸。帝王
之爲善政。英雄之樹偉勳。學
士之務業。官吏之奉公。農工
商賈之殖生產。往往有資乎
慈訓與內助。然則一婦賢否。

家道興衰之所關。一家興衰。
卽天下治化隆替之所基。婦
女之任不亦重乎。近者
皇后陛下有旨。建華族女校
於四谷尾張街。許士庶女子

婦女錄
講也。德行不可不修也。物理
經濟不可不學也。書數不可
不習也。古今興廢存亡不可
不鑒也。外國言語文字不可
不解也。嗚呼。白駒過隙。寸陰

尺璧。今日垂髫。卽異日妻母。
教育之不可忽。職此之由。讀
斯書者。可以知 懿旨之所
在矣。

明治二十一年六月

皇太后宮大夫兼内藏頭從三位勳等子爵杉孫七郎撰



婦女鑑凡例

一 婦女行儀ノ淑慝。世道ニ於テ關涉スルコト少カラズ。此書和漢西洋ヲ問ハズ。古今ノ婦人傳記中ヨリ。言行嘉良ニシテ。龜鑑ト作スニ足ル者ヲ擣撫シ。以テ婦女子ヲシテ矜式スル所ヲ知ラシム。爾餘編纂ノ旨。序文既ニ之ヲ詳述ス。茲ニ復タ贅セズ。

一 婦人。孝行ヲ以テ聞ユル者アリ。貞節ヲ脩ル者アリ。母道アリ。慈善ノ行アリ。言行專傳スベキ者。今古其類寡カラズ。此書編目ヲ設ケズ。類ニ

從テ事實ヲ分載シ。行間特ニ空欄ヲ置テ。事類ノ分界ト爲ス。首卷衣縫金繼女ヨリ哈德遜河孝女ニ迄ル。即チ和漢西洋ノ孝婦ヲ列記シ。四卷楠正行母ヨリ德逸ノ詩人俄義的母ニ迄ル。即チ母道ノ事蹟ヲ類載ス。每卷大率此ノ如シ。一本省曩ニ幼學綱要ノ編撰アリ。編中往々婦人事蹟ノ模訓ト爲スベキ者ヲ載ス。今此書ヲ撰スルニ臨ミ。既ニ綱要中掲ル所ノ者ハ。其重複ヲ避テ。之ヲ収載セズ。橘逸勢女。源渡妻。山内一豊室ノ如キ是ナリ。他亦類推スベシ。

一卷中挿ム所ノ洋圖原本。歐法鉛筆ヲ以テ濃淡精描ス。而テ刻刀墨刷。和工未ダ精好ナラス。已ムコト無クシテ。而テ和法ヲ以テ複寫雕鏤ス。洋圖ノ胥ザル是ヲ以テノ故ノミ。

婦女鑑卷一
目錄
一

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 婦人, 孝女, 義女, etc.)

婦女鑑卷一

目錄

- 衣縫金繼女
- 福依賣
- 孝女密茲
- 齊太倉女
- 珠崖二義
- 路易斯女
- 新約克の孝女
- 哈德遜河の孝女

婦女鑑 卷之二 目錄 〇一 宮内省藏

富女

黑連窩加

百底安波

毛利勝永妻

三宅重固妻

瀧長愷妻

黑柳孝女

美濃部伊織妻

稻生恒軒妻

農夫忠五郎妻

綾部道弘妻

佐璵女

婦女鑑卷一

衣縫金繼女

衣縫金繼の女。もと右京の人おまど。故ありて
 河内國小住とけり。十二歳の時父みまかりよ
 しかば。女深く之を歎き悲しむ。爲に寢食を廢す
 る小至まり。服をはりて後母の己を他家に嫁せ
 しめむとするを知り。ひそか小家をいで、父の
 墓側小いたり。おげきささけぶお夜晝たえざ里
 しかむ。母も泣ひよそ此よゝるぞ一乃奪ふべし

婦女鑑卷之一

〇一 宮内省藏

らぬを志り。其事をバおもひやみていひいでね
 ば。是より母とともに居て。父の忌日おと小。厚く
 祭祀の禮をおこふひて。いさゝかも怠るおとな
 く。又その家のちかきあさり。に。惠賀河といへる
 河ありけるが。わさせる橋の向らぬふより。冬ふ
 いたるおと小。わたりふやむもの多けき。女を
 母と共に。年々多く。此材木をかひもとめ。假橋
 を造りて。往來の人乃便をむかること。十五年の
 久し。お及び。母ハその齡八十ふて身まか。里ぬ。
 此時も痛くなげきかふ。て。祭祀のおとせり。

いと懇小いとなとけり。此事朝廷よきおえて。承
 和八年といふと。勅して三階を叙し。終身復を
 給ひ。門閭に旌表せられけり。

福依賣

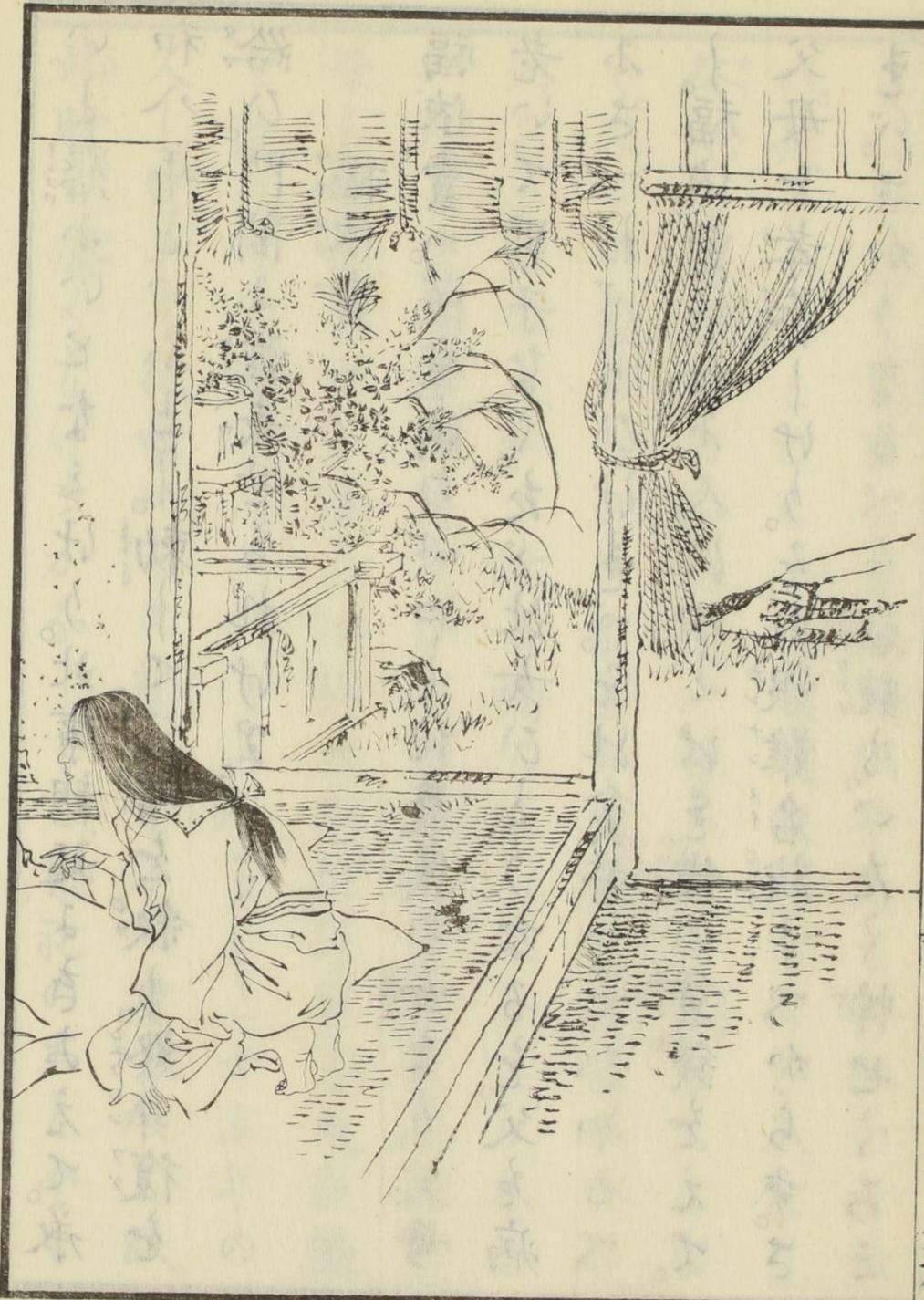
福依賣ハ。薩摩國のいやり。記農民の女なり。父母
 老いて男子なく。たゞ此女ひとりなるを。父を病
 小さへわげらひけき。此貧苦れをひやるべ
 し。福依賣はねお人にやとはは。僅の賃錢をえて。
 父母を孝養しけり。その艱難名狀すべからず。さ
 き。さかりなるべき容貌も。いたく悴せくるこ

婦
女
鑑
卷之
一
宮
內
省
藏

福依
賣病
父小
孝事
以



佩
胡
印



婦
女
鑑
卷之
一
宮
內
省
藏

けきバ。えんをのいをもくおとほぬまなり。父
 病ひいいえねど。齡八十ヨハヒに至るまで。猶おらへ
 けり。福依賣くすを索めて。いたをりやいあふ
 おと二十年ハタトセ向まり。母おほふるもまオコタ急るこ
 となし。やうわきてのみとよむ。そけ身の賤き
 似ず。父母はふるさまいとうやく。貴
 人の舉動フレもとさくおとるまオモ顔色
 を正うして。かきそめふもオコタ褻き情るふとあうり
 きか。里サトけきバ。その里人サトノヒトどもいとありが
 事とおとひ。狀を具して上奏せしに。やあて爵三

級をたまま里て。門閭小旌表せられぬ。おち仁壽
 三年乃事なりき。

孝女密茲

みしを。安藝國加茂郡竹原村の農民某シノガシの女メヌメなり。
 家貧マツ志くして。朝夕の烟ケリだふをてあぬるほどふ
 るを。母をさばかり老年シノも何うされど。四肢シノ不
 隨ガキの病にわづらひく。ま川カハおとあさまねバ。み
 つねに側カハラをまなき。こまを扶タスけて看病カンビヤウ。たの
 む衣食を減ゲンして。藥餌クスリの資シとなく。あゝるをほく
 してつらへをるを。父母いをはし。お事におもひ。

是る年わらき女を。母が病の故より。家よとて
 めて嫁せしめざる。理ふもたふへいとて。他家
 に嫁せんことと志ひす。先し可と云。みしをこ
 しもき。ひきぬさまなきは。母あまをなげきて。
 わら身かく病の牀よあまてい。一日も汝乃看病
 よ何げうらざれば。そぐすふと何をまど。されど
 そのお急よよりて。い法をかぎりともなく家に
 おく。あふ乃安のらで。病もそはるころちすれ
 ば。いのでことが事をばねをひきて。身のよをが
 を定めよと。切にそくめをきは。いなびつをきて。

ある家よ嫁しぬ。さて一月ばかりありて。夫の許
 を得。家よ歸きてふと。び母の病に侍し。寒暑此
 を里に志たがひて。あまを扶助す。何るの病母の
 髪のうだまをさるをさめ。身に何かづけるをえ
 てい。ゆあませしめなど。よるひる急らざるあま
 二十八日。一日のおとし。この時女のとし。いを
 よ四十四歳ふて。病母い六十四歳ふをなまけ
 る。かま里ければ。此事領主よ聞え。米若干を賜
 たり。賞揚せられり。そのわさりの老人ども謂
 ひける。い。おほよそかやう乃病にかまして。壽

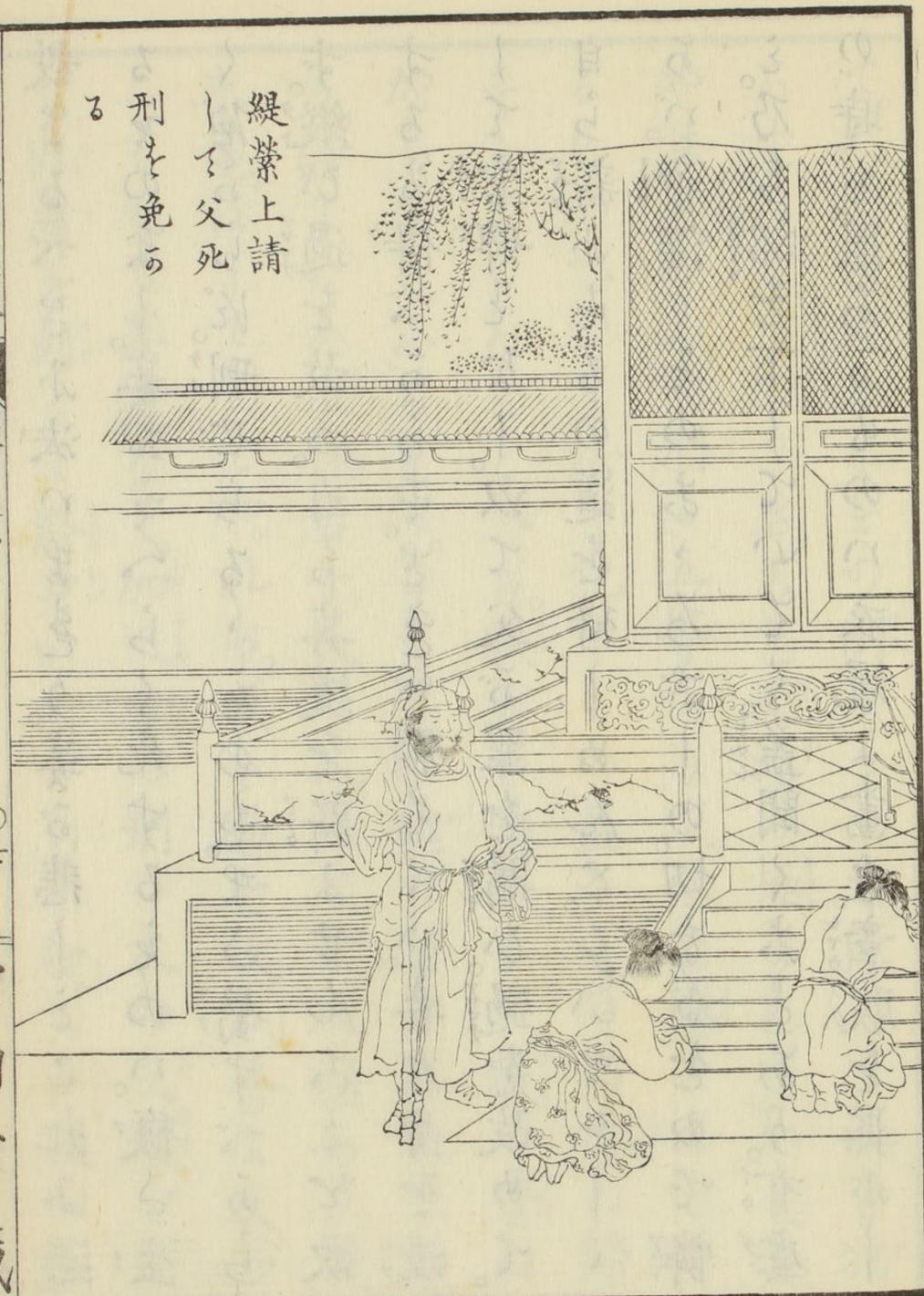
を保つこととえざるものなるに。かくのおとく
の法病母が長壽せし。またく女の侍養宜小か
なへるゆゑなり。さきばとく久しく病蓐より
あがら。さばの里の氣力もたとるへず。容貌もみ
ぐるしあらず。これその志ふしあまるとぞかとり
ける。

齊太倉女

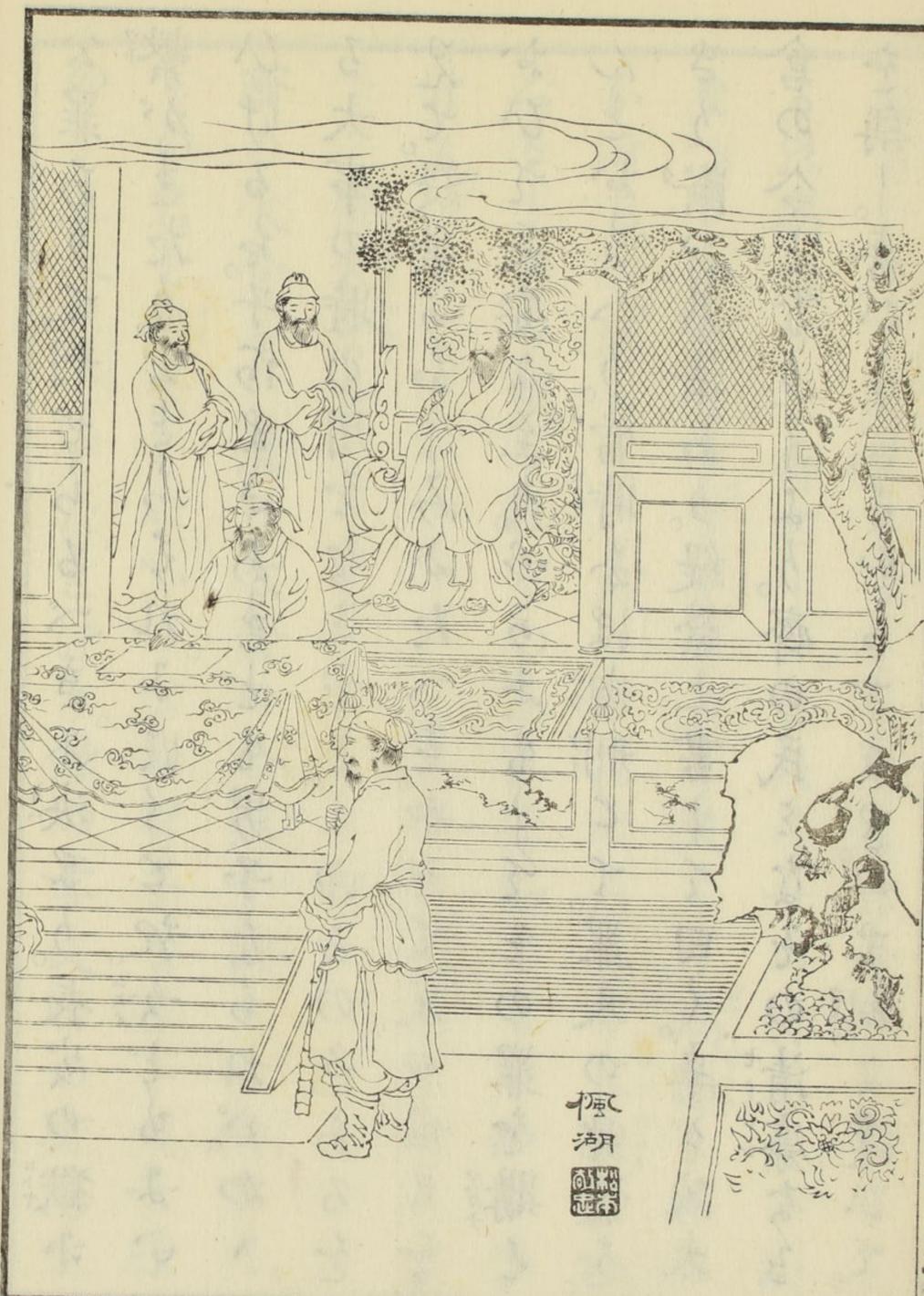
齊の太倉女。漢の太倉の令淳于公が少女にて。
その名を緹縈といへり。公を男子なくして。女子
の五人までをたまきけり。漢の孝文帝の時。淳于

公罪ありて。刑せらるべき小決まり。長安の獄小
繫がきたり。公とらまれよ法と記。女どもよい
ひけるを。子阿まよあまども男子ならねば。か
る大事の時の用をなさずと。ゆるの色あるを
えて。緹縈あしみふたへぞ。やがて父が何とを
おひて長安に至り。みあふもその罪を購も
んとおもへり。當時は肉刑とて。罪人の身體を
さり断つ乃法あり。緹縈上書して曰く。妾が父太
倉の令となりしより。齊の民となその清廉なる
を稱し。喜びしに。よからざりき。いま制と違ひて。

緹縈上請
して父死
刑を免る



婦
女
鑑
卷之六
〇七
宮内省藏



楓湖
印

婦
女
鑑
卷之六
宮内省藏

殺さるべき小決キキのまきり。妾メカの悲ヒこれ小過
るレのレなレ。妾メカおレへレらく死するものハ。復イと生
くレ復レのレらレだ。刑ケイせらるレ。そのレをレまレ小屬グクすべレあら
ず。縦タトひ過ヒを改め。自ら其道を新アラタよせんレおレとを欲
するも得ウべレのレらレざレ。さレまレば願ネえレくレハ。妾メカが身を没モツ
して官婢クワンビとなレ。以て父ウチの罪を購コウひ過ヒを改めて。
自ら新アラタよレまレるの道を得エめんと。こレひレまレをレ、
あレバ。帝ミカド深くそのレおレろレざレの切なるをめで憐アハレ
と。乃シテち詔ミコトノリを下シていレてレく。盖ケカシ聞クくおレとあり。有イウ虞ダ
の時を。罪あるものハ衣冠イカンよ畫エき。章服シヤウフクを異イ小レ

て。之を衆人シユジン小示シまの制セイなりレを。民タチえて法を犯ト
あレすおレとなレかりき。おレまレ至治シヂの極キョクなレまレばレあり。今
や法ホウ嚴オンかレ小。肉刑ニクケイよ五等ゴトウありて。惡アクを懲コラさんとレま
るレも。かレつレつレ法を犯すもの益多トクオホシ。その咎トガの歸キ
まレるレこレろレをレとレんレ。朕チンおレ不徳フタク小して。教キョウの普アマね
からレざるレおレよレまレり。こレまレ甚シど媿カハづレ。極キョクきレ至シりレお
り。詩シよレいレふ。愷カイ悌テイ君子クニシ。民タチ之父母フボウと。今人過ヒあり。教
未施ミセばレて。刑ケイを加カれレ。或シも過ヒを改め。善ゼンよ反サヒむ
とするも。其道キダウなレ。加カ之レ今イマの刑ケイハ人ヒトの支體シタイを斷タ
ち。肌膚キフを刺キザして終身シユウシンいレえレざレらレむ。こレまレ朕チンおレ不

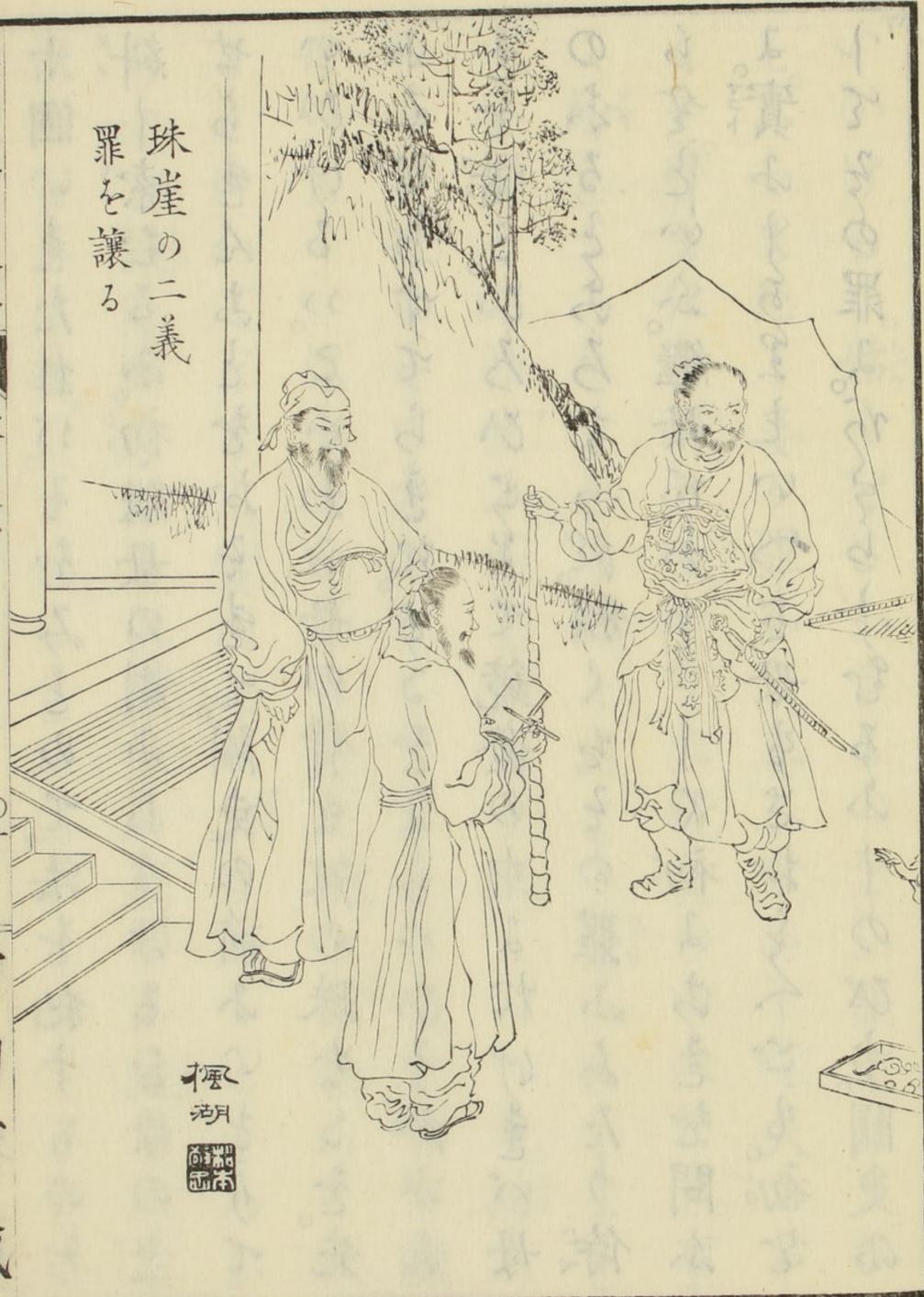
徳の然らむむるところふりて。痛まらきかぎり
あり。かくても民よ父母たりといもるべき。今
より後を宜く肉刑を除きて。鑿顛の髪よりへ。抽
脅の筈よかへ。刑足の鉗ふらふべし。と詔ありけ
れ。淳于公遂は死刑を免らせけり。これ緹縈
の一言よて。よく聖主の意を感發せしめしなり。

珠崖二義

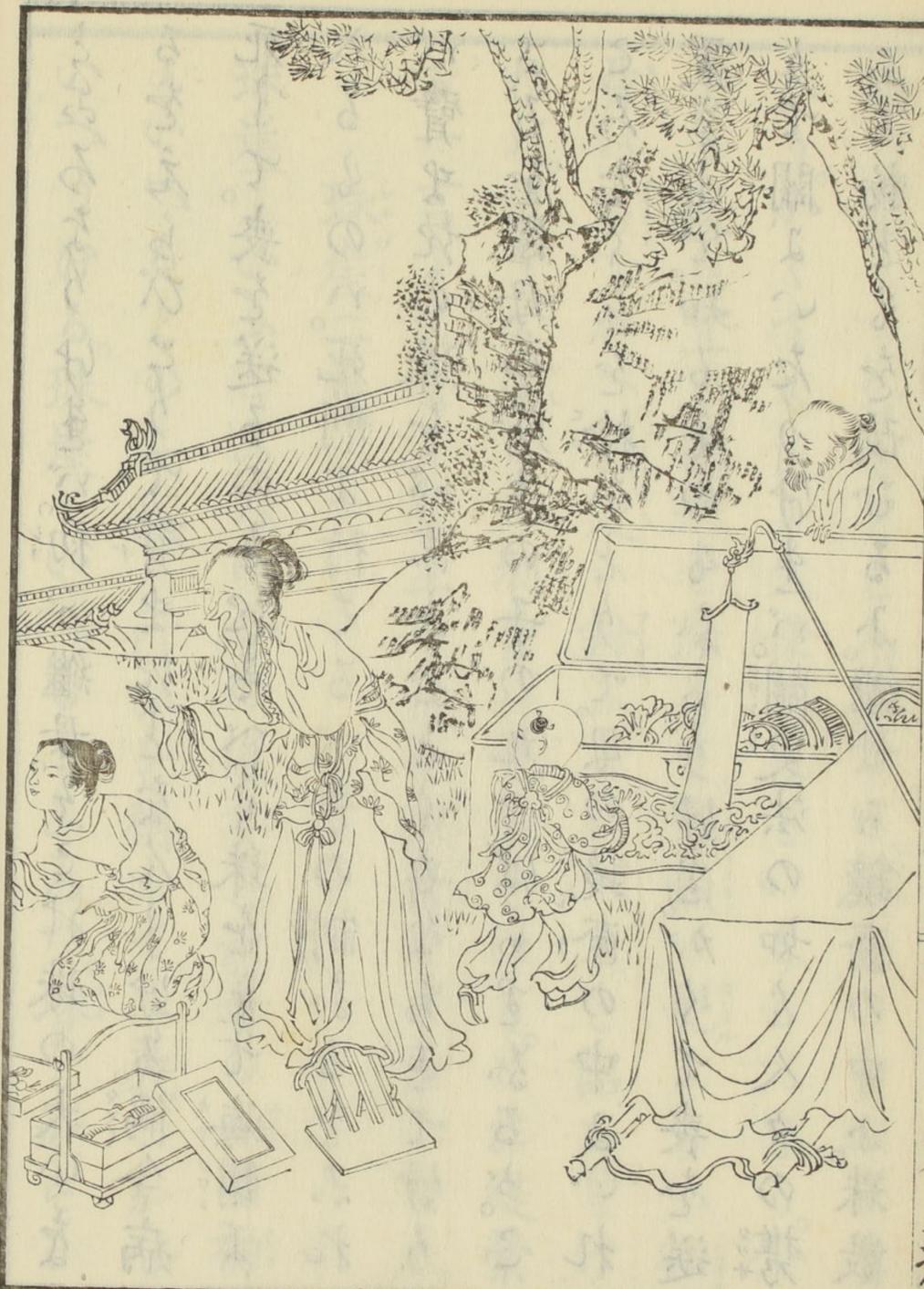
珠崖といふとあるの令の後妻と。前妻の女の初
といへるとの二人が行ひを稱して。二義とふん
いへりける。珠崖といへるとあるは。珠を産ま

とあるなりけま。初は繼母。そこは珠の大いな
るをえらびとりて。臂をたとなんしける。偶令病
死して。喪を送るのと。た。さへ珠をえて海關よ
入るもの。死刑を行むべきの制あるを志れ
ば。臂をたの珠をばおとごとくむなちきてけり。
さるを繼母の所生の子の九つばの里あるが。こ
ころなくそを拾ひとりて。母の鏡奩の中よいれ
置きし。知るものもふりけり。かくて喪を送
りて。關よいたりけま。關吏法の如く人々の携
ふる物どもを改むる。繼母の鏡奩の中。珠數

珠崖の二義
罪を譲る



楓湖
印



十個いきたれば。そをみとめて。法を犯すものを
糾タツ一索モトむる小。初レ繼母の側小ありける小。母の坐ツミ
せらまんとおとをおそきて。關吏の前小いをりて
いひけるハ。こいわお母の臂ウデまねの珠イシなるを。先
小まなちすてらまね。さるをこらハひそか小あ
まを惜コシ。ひろひときて鏡奩の中よたけまね。母
の志るとあるならん。願くをその罪ふあたり侍
らまといふ。繼母阿わまをくく初レよあまを問ふ
よ。實マコト小一ありといへど。母もさおとくごも。初レ
してその罪よ。阿ららむる小一のびず。關吏小

いひけるハ。姑レくをさあきものをあ罪一たまひ
そ。あままたく妻が罪ふり。妻不幸小して夫小お
くま。臂ウデまねを解トきて。かりに鏡奩の中におき。事
よ紛マギきてあまをわすれ。そめま、携タシへあ一なま
バ。妻こそその坐ツミ小阿まふべとれ。といへど。初レあ
からむ。母のまてたるどとをたるなり。やると繼
母のまくいほるハ。まらハお孤ミナレテあるをあまれ
まのわざどあり。實に母の與アツカり知るとららふ
らず。と涙ナミダをがらにそれ罪をかたと小被カウフらん。と
阿らそふさま。いと阿まを小あふ一か呈シけまバ。

關吏等もその罪を決めかね。筆をもえとらでた
 めらひけり。關吏は長もいとおとわりにおぼえ
 て。とも小涙は袖を志ほりつゝ。さてゆふやう。こ
 ろたとひおのま公の罪を被ふるとも。かゝる母
 子の義あるものを。罪びとゝなすこと阿たせず。
 そのうへ相讓てかく此如くおまは。いゝで孰
 是ゆいまか非あるとゝらむ。と遂は彼の珠をバ
 棄て。母子を釋かへ。母子かざりあ
 くよろらび。家よりへりて後。むすめて幼児の
 わざちり。おとどば。まり。とど。おまより後

世よおの母子を稱して。慈孝二義といよべり
 なり。

路易斯女

路易斯女は。法蘭西の人なり。資性温厚篤實ふ
 て。才智さへあまけまは。いと幸福あるとのあり
 とぞ。人おまをうらやま。せいのほど二十むか
 りふもなりぬまは。なべてい美く。粧をひ。管
 絃を遊び。宴會の席もつらなるを事とま。履きを
 里なる小。不幸よして。その父年既よおいて。病よ
 わげらひ。終小盲者となり。かむ。路易斯は深く

路易斯女
盲父を慰
藉に



會山園



如
女
金
卷之一

宮
内
省
藏

婦
如
金
卷之一
〇十三
宮
内
省
藏

あまを歎きかなし。こが身のうへをば。萬の事
を棄て顧みむ。遊樂を斷ち。宴會と辭して。ひとふ
るよ盲父を扶持し。暫しの間も側を離さず。其心
を慰むるといふ。おのまの樂としきり。さるゆゑ
よ。父を一行歩せん。おとを欲まきば。おまが杖と
なりて。庭園。野外。ふあゝるのまゝ。に逍遙せし
め。道をのら。あゝよも田野あり。豊饒なる。收穫あ
るべし。かゝこい麥畑。よて。小麥あり。燕麥ありて。
いま正。穂よひげる。はさか。りなり。おど見るも
の。おほく。そのあまさまを委曲。り。たり聞る

せし。あま。盲父も。まこ。やふ。そのものを。目よ。え
おとく。おがえ。め。ぬ。おとを。ば。患。つ。とも。おと
ま。ぎ。里。を。り。偶。舊。好。の。友。など。宴。會。遊。樂。の。筵。よ。伴
ま。む。と。そ。の。あ。ま。の。あ。ま。を。ば。その。厚。意。と。謝。し。
おと。よく。答。へ。こ。い。ふ。や。う。わ。ら。い。を。い。で。何
そ。む。誰。あり。て。の。盲。父。を。扶。け。や。か。ひ。侍。ら。む。
いま。い。この。身。も。心。よ。ま。ら。せ。ぞ。み。ゆ。る。た。ま。ひ
ね。と。程。よく。お。と。わ。り。を。れ。ば。誘。ひ。し。もの。も。ふ。こ
たび。あ。ふ。る。事。と。い。え。せ。ざ。り。け。り。か。く。て。歳。月。と
ふ。ま。ご。も。その。志。更。お。撓。む。お。と。なく。つ。ね。お。父。の

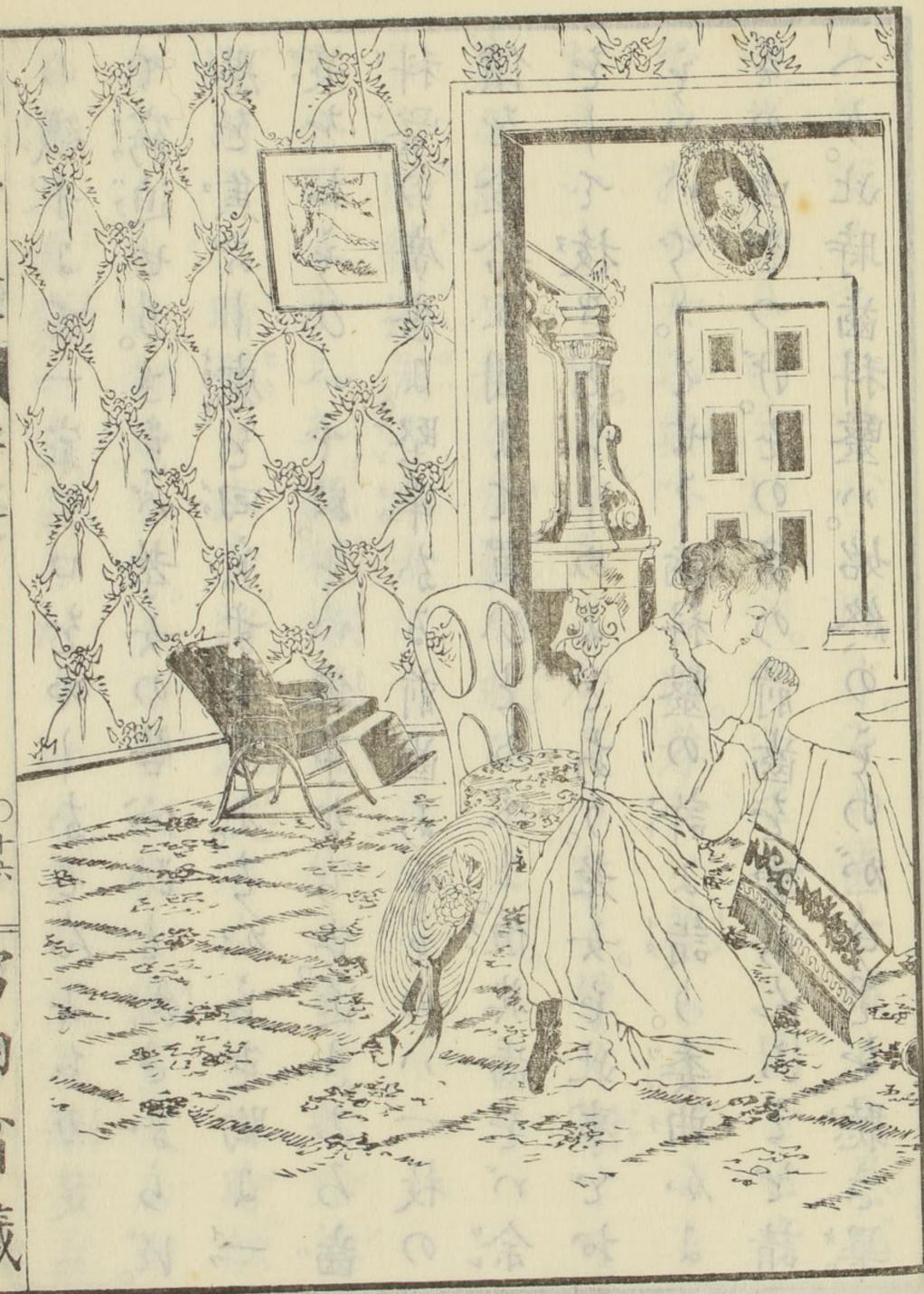
かゝるら不侍して。それあるを慰め。絲車と轉
そふも。うたふと唱ひく。いさゝかも憂ふるいろ
ふく。よそめよいいと何をもよみゆきと。路易斯
いたゞ父の意不従ひ。その喜をやぶくたのが喜
となんおをへり。その後父を法ひよ身まの里
ふし。あべ。いさくちげきあふして。悲愛の情も
おとに深く。そのまことと何らはしけり。

新約克の孝女

一千七百八十三年の冬。寒氣殊不甚しく。米國
の新約克の府民ハ。おしるべく困難を極めたり。

中ふもいとあまきあるハ。親子三人のうらゝ小
て。いと貧しき家あり。父母ハ年をでふたけて。お
いくづをれたまは。常だふもいさむる所多ある
を。ましておの嚴冬ハ際してハ。少時のやども火
の氣なきてハ。過さべくも何らせ。さりして食物
を調ぶる薪炭も事なくば。のりなきは。寒さを
凌ぶんまべなかりけり。さるをその女ハ年おや
若けきと。天性孝心深くして。毎ハ風雪を厭むを。
その身を役して。いさゝかの賃錢を得。おまを食
物薪ハ代へり。父母を養ひし。おまをこ一女子

婦
女
鑑
卷
之
一
宮
内
省
裁



〇十六



孝女齒
科醫の
恵を受

婦
女
鑑
卷
之
一
宮
内
省
裁

西
山
密
印

の織手にて。一家三口をやいおもんよを力足ら
で窮迫せり。さまい孝女の苦心ひとかたならぬ。
思を焦おし慮を回らすやどふ。もからむ胸よ一
策をおとひいぬ。そい他事ならぬ。近きおる齒
科鑿の廣告よ。堅牢なる前齒あるそのハ。一枚の
價を金拾五圓にて買ひとるべし。但其齒をば余
をして抜きとらしめよとあり。孝女を此事とお
とひいぬ。もせし齒科鑿の許し詣り。委曲かよ
その由をつけ。その身の前齒を賣らんふとを請
へり。此時齒科鑿ハ。始終のそのがとを聞き畢

りて。深くその孝心よ感ず。その齒を抜く小忍び
ず。共よ涙よらまけるが。やめて金拾五圓をどう
ぞ。おの女小與へしあは。孝女ハ夢あとはのり
おしいをぬた。喜ぶおとかぎりなく。厚く謝して
家よ歸り。父母の危難を救ひしとぞ。

哈德遜河の孝女

千八百五十二年。顯利格來號といふ蒸汽船。哈德
遜河よて。暗礁よふき。將よ沈没せんとする時。船
中よりも火おこりて。多くの人水よ溺ま火よや
あきて。死傷いとおなかりけり。そが中よ母子と

おがーき女二人あまげるが。かゝる危急のとき
ふあひくせん便をいらは。みるく命をもらむと
さるを。水手どもの一人が。ませ来りていさく。お
のま力を竭して救むとおさへど。いあふせん
身ひとつまで。二人の命をば救ひおたし。二人の
うち孰をう救むんといふ。二人の真の母子かり
けまば。その少女のすこしもたぬらまず。いとう
ましげふて。母は別まを告げ。身とをどらせて水
中へ投りしる。母が命いたまかまけり。その後
死屍をたづねいざして。何つく葬りしる。さく人

見る人袖をしぼりて。少女が至孝の心を感賞せ
ぬいなりまけり。

富女

富女。大坂松屋町の紙商某が長女なり。嘉永元
年七歳ふて父を亡ひ。母の手は鞠むる。兄をバ仁
三郎といひく十四歳。弟二人の四歳と二歳ふて
いとをさふけま。母の手ひとついふ。紙商ふ傍
らふ。金錢の兩替などしてくらしけり。其翌年の
秋。何る夜強盗ありて。三人各刀を抜き。戸を

蹴破りて家内に入らんとするを。母の疾くをの
 わとをさくありて。幼児を懐ふ。裏口より遁を
 さりぬ。兄仁三郎も繼ぎて出んとせしを。盗等お
 をと捕へ。金錢のありかをとへよ。と責め問へ
 ば。仁三郎詐りて。わまの此家の奴僕をまは。たえ
 て知らずといふを。盗どもいさずバかくぞと。刀
 背と以て二ツ三ツ撃ちけまは。其危きおとかぎ
 りなし。富女おと。い。やうく八歳おなをけるが。
 此状をみ。驚き悲し。と。豫て親しき人々より。歳
 費などいふ事ふて。贈與せらまは。小玉銀入を置

きたる小囊と取り出で。弟をバ後またせ。白刃
 の下に走せより。金ほくくおまは坂参らせん。そ
 の代りに兄とバ助けたまへ。さるおても許さま
 とかなもすハ。其かまおみ我をお返してよとい
 ひられバ。盗等互に顔見合せて。世おをやさしき
 稚子もあるものか。いのであまをあるすおま
 乃びん。釋し。はのます。扨して。それおまに。こち
 きりけま。是歳官一人の盗を捕へ。糾問を。小
 此事と謂りい。を々まは。即ち富女を召して。其始
 終を問ひ。試むる。盗の口供と符合せり。よをて

その友愛の誠を賞し。白銀若干を下賜せらまぬ。當時その聞え高かき事なれば。此地の富商炭屋彦兵衛といふもの。養ひて己の子とせりとぞ。

黒連窩加

黒連窩加といふ。蕪格蘭の坦弗來の近きあたりにまゐる。愛恩額黎といふもの。長女なり。父身まの里々後ハ。節儉勤勞して。母と妹の以撒伯拉といへると養ひける。尋で母も亦身まありみりあむ。その後ちひとふる。妹を親愛して。まの妹の爲ふハ。母ともなり。姉とをなす。他事な

く教養よく。乃を竭したり。あくて程ふふら。以撒伯拉故ありて。他人の子と殺しつねに。其罪よよりて。裁判所よ拘致せらま。糾問と受き。る時。黒連窩加も。證人ふく呼出さまぬ。さまばその歎きひとあたらだ。おの時一人の狀師ありて。黒連窩加教へける。曩は妹女お。豫てみさ。かの準備おるもあ。か。又ハ。卿おむらひて。それ等のよ。をば。ら。おとな。何ら。そのと。いと審理官よ。いへ。そ。然せば。妹女の罪ハ之。おとりて赦さるべし。と教へさ。とける。黒連窩加曰

く。わらふおいてい。のをおも詐偽を構へく。罪を申ぬるも本意からず。たとひ結局もいのお決まらるも。一おわらすが良心お従ひて。誓言をいどぞ答へをる。かくて最後の判決に至り。以撒伯拉ハ有罪に決し。死刑の宣告をうけぬ。然るお蘇格蘭の國法にて。罪人處刑の宣告を受くるの後。六週間を経過せざる。之を實行するおと能まざる。定規なき。黒連ハ此間ハいのおもして。妹の命を救ふとおもへば。刑名宣告此即日。歎願書を作り。旅費を人お借りて。直に發足し。夜

を日に繼て倫敦に到着し。亞該爾侯潤氏の家にお造り。歎願書を呈して。妹の罪状宥めらるることとを請ひし。候を深くおきを憫み。爲る力と盡して。速にお赦罪の令を得て與へらまらる。黒連ハ深くその恩義を謝し。大にお喜び。やがて蘇格蘭にお歸り。妹を九死の中にお救ひいごせり。かくて後以撒伯拉ハ。人にお嫁して安樂に世におくまける。よ。おい。姉ハ非常の盡力およりて。危難を免られし。再生の厚恩をい。片時もわまる。おとなく。回的哈云。住居して。とほく隔たるる時

毎年のあらむ一塊の乾酪を姉のせやまおく
まて。其誠意表せりとなん。抑黒連の性行潔白
の女子なれば。以撒伯拉が罪辟は罹りたるを耻
ぢ。おのせ爲小盡力せし状をも。人又謂るを好ま
ず。問ふ人あまば。おまを他事小託して。あへく言
まざまば。おまら此と末を詳悉する。そのハ。絶
えくちのまけり。ざるを或時事の法いで小謂ひ
けるハ。わま妹の危急の時にあをりて。亞該爾侯
は謁するおと救えしハ。全く神の賜りて。これ此
時を失ひしならむ。妹の一命を救むんことハね

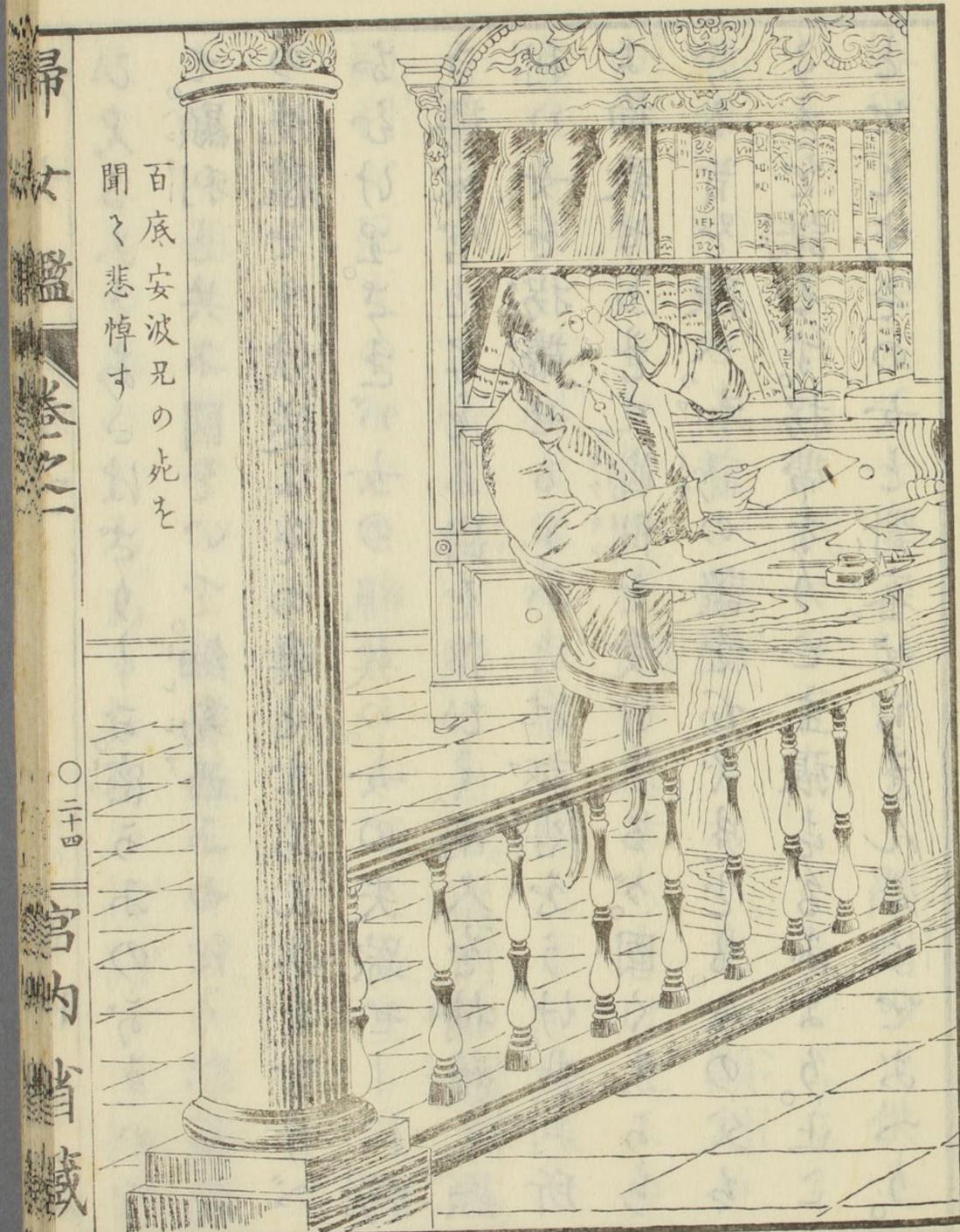
とひもとらず。とどろり。おの黒連ハ。終身清
貧小安んトて。むとすら正直勤勉を守りけまハ。
身まのまて後ハ。その郷里の愛恩額黎の。圭安河
畔なる寺院に葬らむ。後斯格多氏爲小墓と建て
事跡を勒して。不朽小傳へたり。その碑の畧ハ曰
く。これを碑ハ。一千七百九十一年に歿したる。黒
連窩加の爲に建るところなり。抑此婦人の微賤
なるそのなまども。終身を此道德の崇まハ。小説
の書に載るる所の。熱尼任の品行に肖て固く正
直を守り。其妹の生命と救ふの時おおいても。猶

その性情を枉げず。躬ら萬苦を嘗めてその志を遂げ。友愛の誠と。剛直の實とを顯せしむ。其の歎賞を觀て。其友愛誠實の徳を尊敬せよ。とぞありつけたる。

百底安波

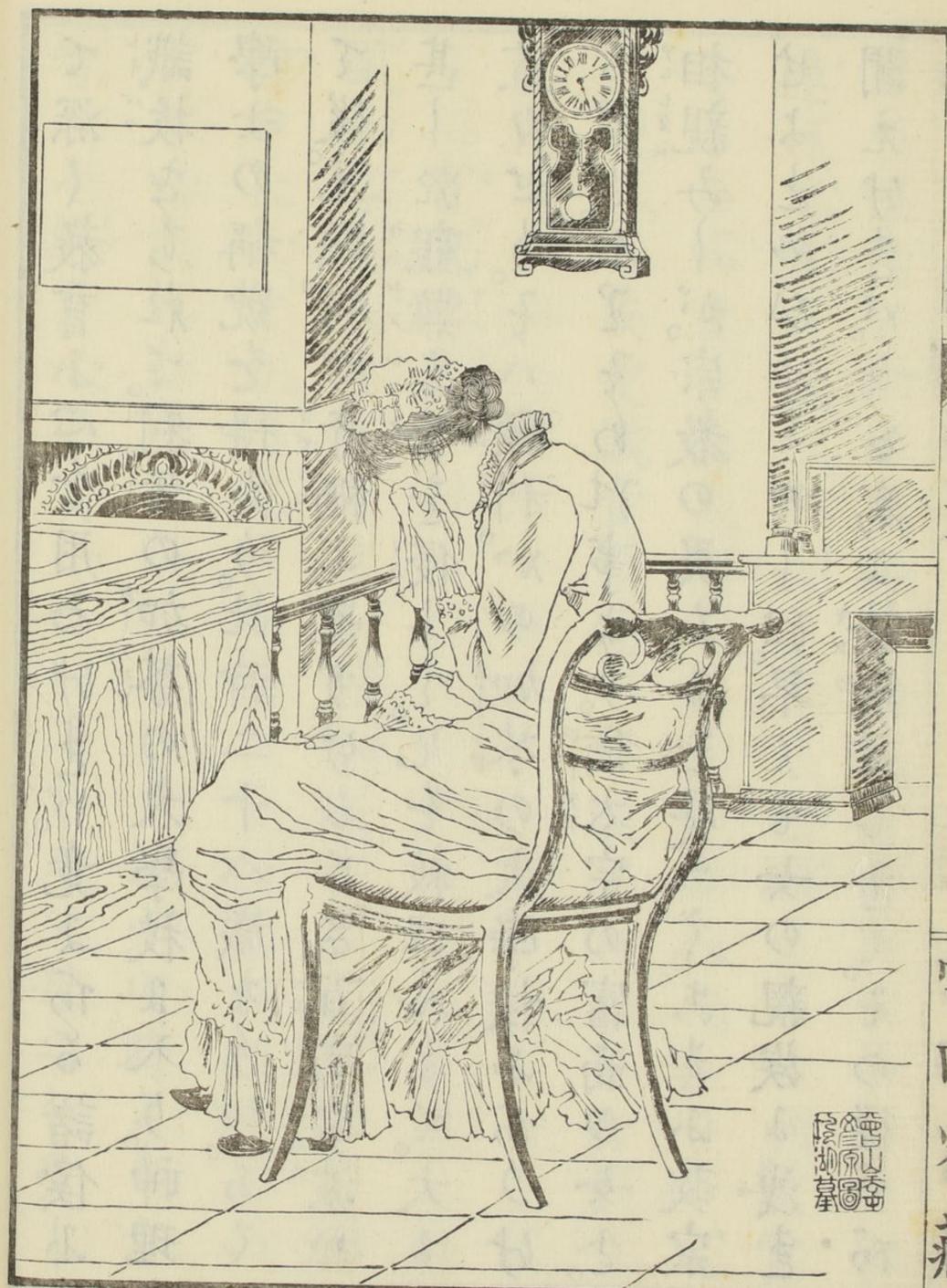
百底安波ハ。徳逸國の。丟克奔の。いと富饒なる酒肆の長女なり。同胞四人ありて。長男の顯利といはる。すなわちその兄なるを。幼少の時より才智人小絶えて。學問を好む小とり。父母之を愛し

て深く教育小心を用ひけむ。竟も何る諸侯小識拔せられて。利牙の加芬の大學校に入り。神理學士の稱號を得たり。此時二十八歳なり。かくて後。兄顯利が奇禍に罹りけるとき。百底安波ハ甚しに艱難辛苦を侵して。兄を救はんとて。大に盡カセり。その顯利かの加芬の大學校小入りけるほど。かゝる事より。猶太宗の富商の女と。相親みしが。宗教の異あるを憂へ。おま小改宗せよといひす。めしに。早くも女の親族に洩れ聞えけむ。女を爲よ禁錮せらむ。その後何



百底安波兄の死を
聞て悲悼す

婦
女
鑑
卷之二
〇二十四
宮内省蔵



繪
山
堂
藏

婦
女
鑑
卷之二
宮内省蔵

ひるるふとあるはざりし。密ヒソカのふのふきいで
て。顯利ケンリと共小國をいで。細勒シヨク西アふゆたう耶蘇教
の洗禮をうけ。遂ツギよその妻とならんおとせうべ
おむけ里サトさまバ女の親族の。女の失踪せしに愕オドロク
き。警察官ととも跡を追ひく。兩人を捕獲ホツゴウし。顯
利ケンリの女を拐帶カイタイせるをのち証告コウゴをうけ。裁判所
よ拘致クウシせらきて。鞫問キクモンを受けくるが。固くおら
ざる旨を陳べ。和誘ワユの證を何ぐまども。女の父を
こまを諾ウケテまふ。拐帶カイタイなりと主張するふより。止こ
とせえず。その女と對審タイシンせらまんとせおつり。

審理官はやつて女をよびひをし。顯利ケンリの口供小
よりてこまをとふ小。女の言ふところ。ことごとく
顯利ケンリが口述せし旨小齟齬ソゴしなれ。竟オチは顯利ケンリハ
曲者キョクシャと判定せらきて。徒刑トク小處せらまけり。おの
事はのふ小顯利ケンリの父母の家は聞えしかむ。人を
ませし事の事情を探らせけまど。處刑の顛末テントマツも。
顯利ケンリが死生のやども知るここととえ。空しく六
年の月日を経ぬ。其間小顯利ケンリが父を己ミよ身ま
り。母ハ朝夕此事とのと歎き暮し。ある。一千八百
三十三年の春のある。ある旅商の談話タンワして。顯利ケンリ

ハ西伯利シベリヤの巴林加バルジナありて。苦役せらるゝを
 をき。且喜び。の川おどろき。家族うちよりて。こ
 きを救ひいごその方法を評議しける。速く親
 族のうちより。魯國の彼得堡府ペートルスホルクに赴き。警察官に
 請ひ。顯利シベリヤが現狀を詳知し。魯國皇帝に歎願し
 て。赦免を乞ふ。あつと。その使に充つべき人
 をえらぶ。次男の家を嗣ぎ。己に妻子もありて。
 老母の頼む所なき。須臾も家をいげらるゝとあ
 たもす。其次の妹を即ち百底安波ベチリアムボスなり。坐をき
 きて。これ重任ありたり。家兄の艱難を救むんよ

と乞ひたり。母も最いとほしき事とおもふと。
 他におまゝに代ふべきものあらねむ。その乞ふ所
 を聽し。許多の旅費を給し。用意をさす。のへて。必
 ずありしめけり。百底安波ベチリアムボスを。わや兄弟ハラクにわらうを
 て。きみなきし郷をたもいで。目をかさねて魯國
 の都にゆき。はきし。おあト年の六月の初旬を
 りき。なると警察官になげきおひ。兄顯利シベリヤが事
 につき。そ乃裁判の顛末と。配流の地方など聞
 じ。そきより歎願書をはくりて。内務卿におま
 え。情實をのべ。兄が冤枉を訴へし。理非依い

如女金卷之一
宮内省藏

さず斥けて用ゐらまねば。その苦心ひとよこあ
らず。百方心を配り。力を竭せども。誰ありてま
ゐるべくもあらざりけり。さきどおをひやむべ
きおとならねば。遂お意を決して。皇帝陛下は直
訴せし。川の守衛兵は支へらまて。志を果さ
ず。むなしく心を苦しめて。日數を経るはどふ。は
らざりた。此事皇族耶來斯は聞えし。深く
百底安波の友愛の情を憫と。其朝服を貸し。何
へ。詐稱して皇帝陛下へ謁せしめけり。百底安波
は。お始めて日比の愁眉を開き。侯の教は從

ひ。皇帝は見ゆるおとをえ。まづその罪を謝し。
次は顯利の冤枉を陳べて。赦免を請ひし。おや
て皇帝の赦しを得。その厚恩を謝して。旅宿はあ
つりし。ゆく程もかく赦状を得し。直は顯
利の配所。西伯利地方をさしていで。あちけり。こ
の西伯利といふ。魯國の都府を距ること數千
里なれば。其間無人の曠野を過ぎ。豺狼の栖を犯
し。千辛萬苦を嘗め。日數を積て。やうく八月の初
旬は巴林加城は達し。心中ひをか小兄と。何ひみ
るの近きを喜び。直は城守はあひて。皇帝の赦令

歸女金卷之一
〇二十七
宮内省藏

を傳へ。兄顯利を渡さるべしと請ひたり。さるを
 憐むべし。顯利の服役するおと。殆ど五年なりし
 所。身心大に疲勞して。足は腫物を發し。是を為遂
 よみよしと病死せり。と謂るを聞き。愕くおと
 のざりおく。悶絶して地は休まらざ。志むし何り
 て我は還り。氣を勵して。その存在のをわの事と
 ばおちおくきききき。まゝ顯利が置き置たる
 ものねどを乞ひ受け。涙は袖を絞りつゝ。此地を
 むちて。復び彼得堡へ赴きし日。日ごろの苦心と。
 風土の異なる。顯利の死とよ落膽せしめて。不

慮の重症に罹り。一命ふもかゝはるほどなりし
 所。辛うじて死を免るを。顯門貴族の愛憐を享け。
 皇帝の優待を被り。十月の初旬ふこゝをたちて。
 郷里にかへりしとあり。何れ百底安波よ。百折
 不撓の精神を以て。遂はその兄の冤枉を伸べ。こ
 の使を全うせし。不幸にして期は後れし。是
 を徒勞と云ふべし。その友愛のまこと。千
 載は傳へる不朽の龜鑑となせり。

毛利勝永妻

毛利豊前守勝永ハ。豊臣氏譜第の臣ナリ。慶長五年關原の役小西軍小屬して。徳川氏と戦ヒ。軍敗れて後。土佐の國へ配流せらる。妻子と共に。一々。同十九年のある。大坂籠城の用意専らなるよ。傳へ聞て。その妻よ謂り。わき武運法さなくして。かく配流の身となリ。罪なき妻子まで。憂きめをえらる。こと。みなわが過なり。今ハ心よね毛ふことあれども。辭をいづ。が。と。泪をぐ。と。謂わらば。妻これを聞て。おほよそ人の妻として。い。よきもあ。きも夫よ隨

ふをえて道とす。と。承り侍れ。されば。い。は。う。り。き。艱難よ。い。であふ。と。毛。厭ひ侍ら。ト。何事おまれ。心おきなく。謂わ給へ。とい。と。す。お。く。く。夫の心を勵ま。し。け。ま。ば。勝永よろこびて。う。り。わ。ら。る。い。われ武門の家よ。生れな。ら。武名を。驥。て。祖先の名を辱。し。め。おの。ま。孤島の波小沈。おん。こと。ら。ふ。ら。ち。を。し。ら。れ。され。ば。い。あ。お。毛。て。この島を。た。の。れ。い。で。大阪の企。と。與。存亡を。共。よ。せ。ん。と。思。へ。ど。も。今。を。道。れ。い。で。バ。あと。おの。こ。れ。る。妻。子。ど。も。ハ。必。國。主。の。爲。よ。囚。と。なり

て。うきぶ上の憂目をやうさぬべき。そきとねを
 へば心の中決一。あ的事いふに問ひら
 るふ。妻強て曰く。そはそとより願ひしきことふ
 らそ。いざとくこの曉も船出して。武名を後世よ
 かどやのし給へ。といさむるよど。勝永意を決し
 て。直も小艇小棹さし。大阪に至りて籠城しけり。
 かくて大阪落城の後も。勝永の妻子をば。その節
 操ふめで。罪をられず。終身國守の優待よあべ
 りりて。餘命を全うせしとぞ聞えし。

三宅重固妻田代氏

三宅重固尚齋と號へり。その妻田代氏也。あつて
 孝貞の聞えあり。夫尚齋の文學を以て。武藏國忍
 の城主阿部正武の世子の傳よて仕へけるふ。そ
 の主の行迹のよのらぬを歎き。あをを諫めて罪
 をえ。禁錮の刑よ處をられし。家をひづるふあ
 りりて。老母と二子とを其妻よ託し。金貳拾兩を
 與へてひひをるひ。これよて老母を奉養し。二子
 を鞠むて。め忽あせふ事ること勿れ。とてやあ
 てわられし後。三とせを經釋されし家ふかへり
 一をり。田代氏あねて。あづかりし金をいざして

夫の前よおき。こちかく申るを多まそん時の
 爲よとて。ひさくあるを法ひやり侍らず。をさめぬ
 るつといふよ。尚齋いま怒りて。あくこの金を
 貯へおけわいわざりてい。母への孝養いおとひ
 もよらむ。さあを法らきめをやみせまぬらせつ
 らん。汝不孝の罪さわり果し。こひひまをなむる
 よ。田代氏あちを正して。徐あふのべなるを。そ
 はさおをひあまそんを理なり。されどその故こ
 そまべれ。わあ夫囚われの身となり給ひて後ち。
 そ此妻子として。ひあであら一日も安穩よい過さ

るべき。さればわられぬらせて後ち。人小備よ
 れて。裁縫小。洗滌小。ひあかる賤業よも従事をさ
 ることぬく。その賃錢を得て。母君小い何事もた
 らまぬことなく。十分よ孝養を法くし。わあ身と
 二子とい。冬を綿衣を身小つをむ。夏を蚊帳を室
 小あれず。艱苦を甘トてこの三年をば過し侍り
 き。さてあるこの金をばあく貯へた支て果へし
 るつれ。あ外らむ何やしとあねをひをるひを。と
 何ありやうとを。ふそく果へりねむ。尚齋い
 その志の何つき小感下。その勞を謝しをり。

瀧長愷妻

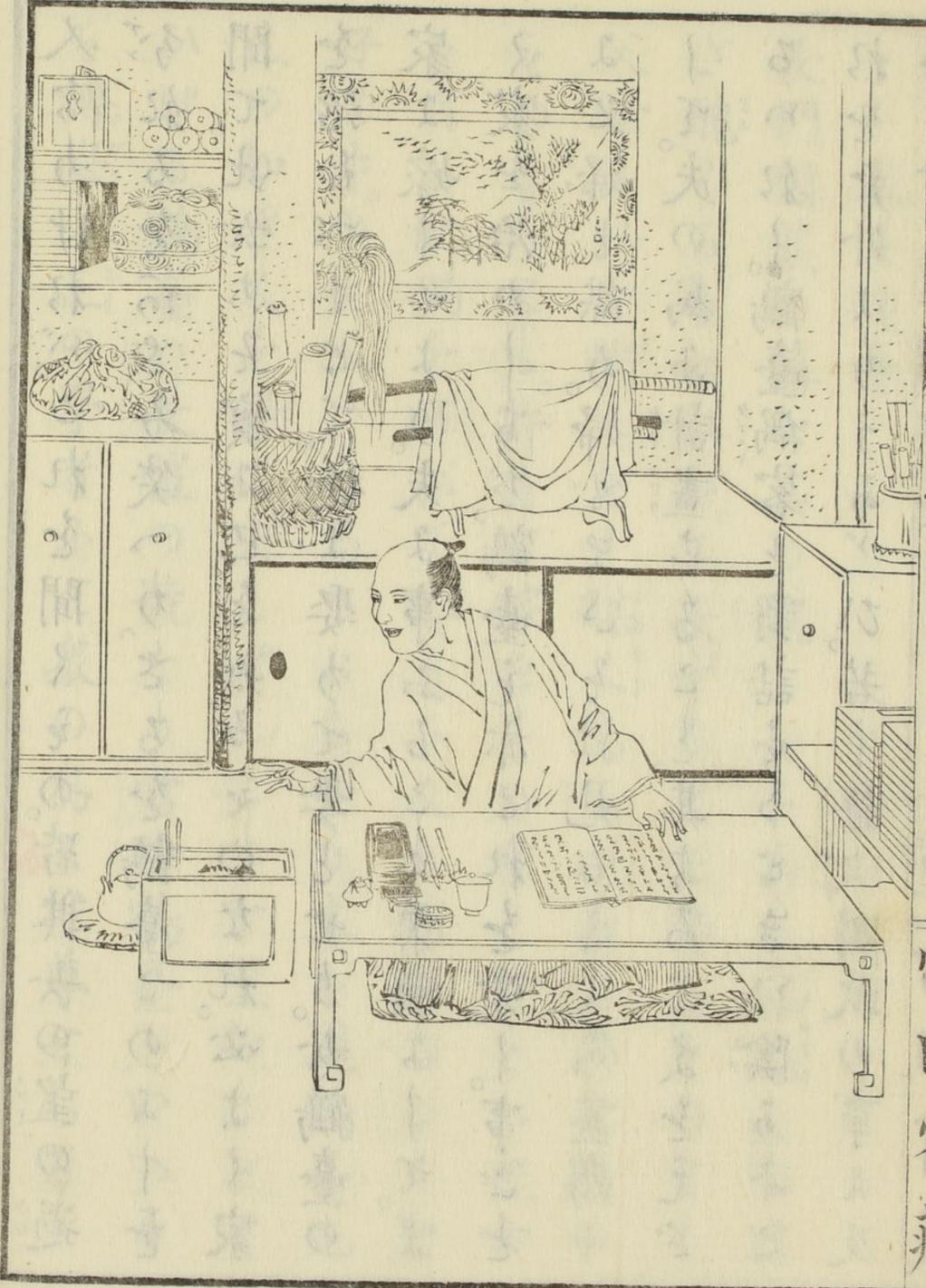
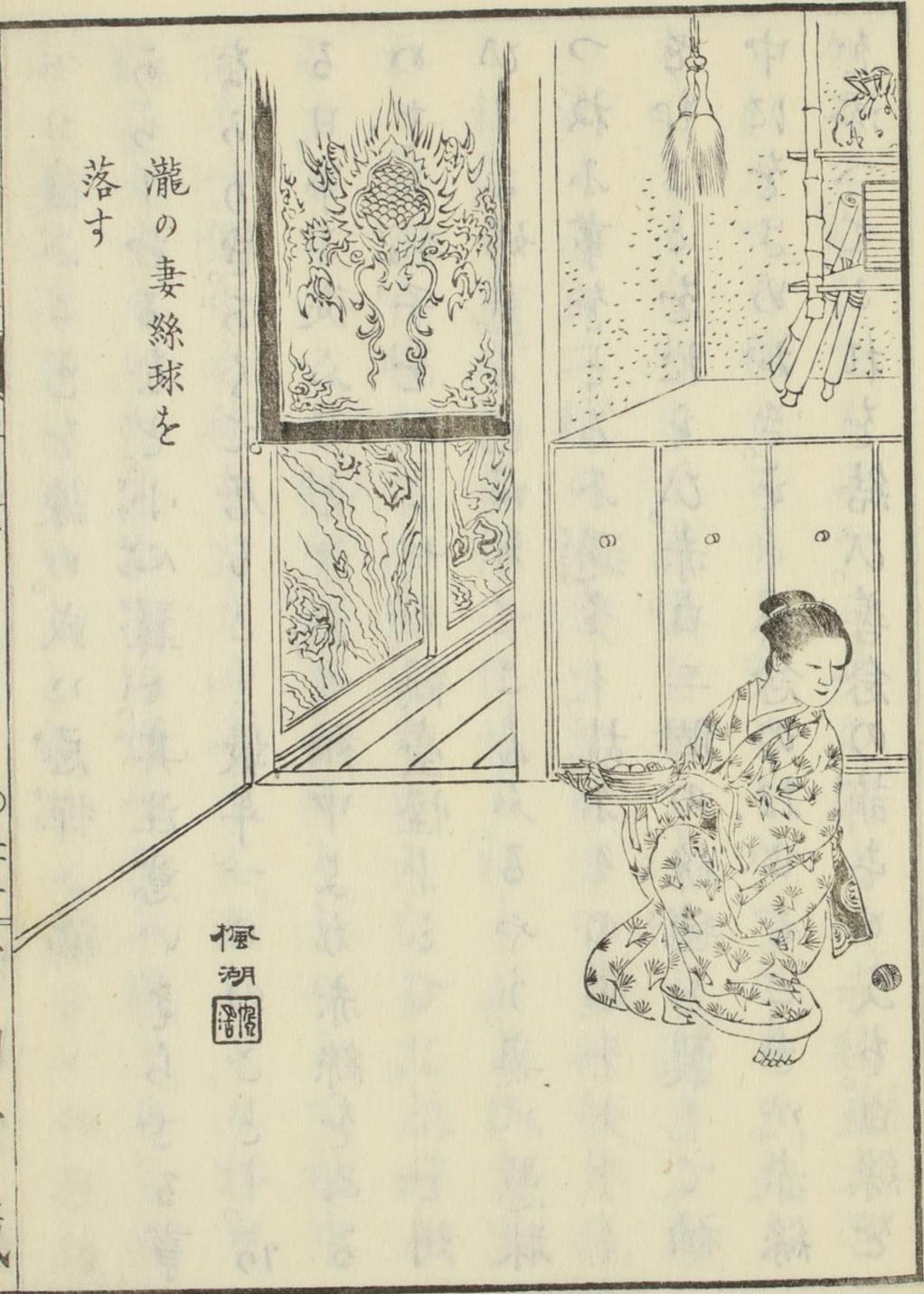
長門國萩の藩士某の家より女子あり。容姿をなほ
醜くありしが。年長ずるまで娶るそのなし。
父母これを憫み。之を媒人あらば。多しひ貧賤の
をのぢりとも。許して嫁せしめせとおもへど。女
を自ら配偶を擇びて妾あり小人より嫁せしむることを
好まず。平生人小のあつるやう。妾を瀧鶴臺先
生の如き人を得て。夫とせんことを望む。とぞい
ひける。鶴臺は長愷の號なり。當時鶴臺といへる
を博學方正の學者にして。衆の爲に推尊せらるる

人なりければ。これを聞くその。皆其女の望の過
分なるをいざみ笑つわ。さるを鶴臺このよきを
聞て。此女おそ實小己を知るそのなれ。必よく家
を治むべしとて。遂に娶りて妻とせり。女鶴臺の
家より嫁してより。夫より事あること柔順にして。よ
く家を治めしむる。鶴臺も亦これを愛し。事ごと
く必婦と謀り。婦もまこと此見るところ甚高く
して。夫の爲小計畫すること。其よろしきをえざ
るいなし。鶴臺偶客と對話するときは。陰におこ
ねを戶外よりうらひ。若し語次國政の事より及

婦
如
金
米
一
宮
内
省
藏

瀧の妻絲球を
落す

榎湖
潘



婦
如
金
米
一
宮
内
省
藏

べぢ。後小くまを諫め。或ハ忌憚キハヤシ小觸るゝの恐れ
 うらゝむるなど。小心セウシン翼翼。其注意いまらざる事
 なるのわき。あくて居ること數年一日のごとく。何
 る日。事ニ從ふのとき。誤アヤマチて袖中より赤絲をらる
 めをる毬マ子をおとせり。鶴臺怪ニしてこれを問
 ひし。婦羞ハッる色ハわけてこゑふるやう。妾ニ愚昧
 つね小事をとる小過多アヤシチ。故ニその過を少なく
 をむことをねをひ。赤白二個の絲毬マを製シて。袖
 中ニをさめおき。そレ惡念ニのねこるときハ。赤絲
 を添シへてこれを結び。善念ニの萌キをさまじ。白絲を

加ヘて結びをる小。一二年のはどち。赤毬マ益ク大き
 くなりて。白毬マいざらニ多きを加ヘざりき。夫トよ
 わいをく自省シて謹慎ニを加ヘり。近シきころ
 ハ漸ク赤白二毬マの大きさをなすと小なりぬ。
 これ全く良人の善行ニ化せられシふよなり。さ
 れど未ダど白毬マの方。赤毬マよリ大なる夫ト何ニこ
 ろむざるわ。いとも慙ハッべき事ニ侍り。と申シて袖中
 より一個の白毬マをとりひシて。志スめられぬ。
 鶴臺大ニそのたリあとの何ニつキ小感ト。自ら省カ
 みて。益其徳をさシめシとぞ。

黒柳孝女

黒柳孝女。紀州徳川家の附家老。安藤氏の家士松本定章サカタアキラの妻なり。父を本藩の士班シバンにて。黒柳重之といへり。いとむさぶき時より。怜悧レイリの聞えありて。遊戯イウキを好まず。おほよそ婦女のらるるべき事。ひと度ならへば。わするることありき。稍長トて後。定章の家より適き。その夫小法コホウなるを。もとよみおて。舅姑シヤウシヤウもつらふるも。いとまめくく。法ねよ人の善事を。聞くことを樂しみて。人をもあつり。人の艱苦を見て。これを憫レミ。これを恤レヒ。家法をまもりて。儉約をつとめけむ。さむのりやたらなるら。らねど。まづいさふらるゝむこと好く。一家輯睦シツボクして。くらすうち。舅姑をさよだちて。世を卒へ。その後夫をかくを。しあが。その歎きひと。おさねらす。さて後。をよく家ををさめ。男女の子を。おどてや。おひ。法ね小男子ふを。しふるおひ。公を先よして。私を後よし。公の事よ。ち。たとひ親の疾小遭アふも。顧カフみること勿れといひ。女子小教ふるよ。ち。女を法ね小柔順よして。父母舅姑夫よ。つらへ。子を教へ。儉を法と

を恤レヒ。家法をまもりて。儉約をつとめけむ。さむのりやたらなるら。らねど。まづいさふらるゝむこと好く。一家輯睦シツボクして。くらすうち。舅姑をさよだちて。世を卒へ。その後夫をかくを。しあが。その歎きひと。おさねらす。さて後。をよく家ををさめ。男女の子を。おどてや。おひ。法ね小男子ふを。しふるおひ。公を先よして。私を後よし。公の事よ。ち。たとひ親の疾小遭アふも。顧カフみること勿れといひ。女子小教ふるよ。ち。女を法ね小柔順よして。父母舅姑夫よ。つらへ。子を教へ。儉を法と

むるをわの職分とせよ。とぞ教へきる。あつち
たれば。男女の子いづれもあくまをた乃もく
さるえり。又夫小おくれし後を。名をあらとの
て松光とよび。風流よろろをよせ。月花を遊び。
古歌を誦するを娛タケとなし。あるを佛經を唱へ
て考妣ナキチの冥福ミヤフクを追吊ツキナリするなど。いと殊勝トクシヨウの行ひ
ありし。卓識タクシキありて。あとあともあき空理カラコトも迷
ひ。後世を祈るなど。乃事とてをなかりきり。

美濃部伊織妻

徳川幕府の旗下小。美濃部伊織といふ侍サマありけ

り。その妻るむも。安房國朝夷郡真間村なる内木
四郎右衛門の女あり。十四歳のころ江戸小いで。
尾張侯の奥室小仕事し。年へてのち。廿八歳よて
伊織の妻となり。男子をうめり。これを平内とい
ふ。む資性シキ柔順ユウジュンよして。よくその夫小仕へ。家よ
祖母ありる。これよをいと称むおるよつら
へけり。ありしほど小。夫伊織を公用よて。京都
の二條城小在勤せし。ある時同僚下島某小辱
めしめられ。忍びおねて。つひよ又傷ニシヤラを罪よよ
り。家祿モツを没し。格式を褫ハられ。越前の丸岡藩小無

期の禁錮となり志あざるむお歎きひとあたる
 らず。志むしのほどち。朝夕涙ふふし沈みて何の
 しららしあや。さて何るべきならねバ。家財雜
 具をうりばらひ。祖母ハ夫伊織お弟の家小何を
 バ。その身を幼兒をつれて。生國安房の真間村小
 歸りて。あらき月日を送るうち。幼兒平内の五ツ
 の年よ。疱瘡を病きて。世なくぬ。そのころ
 祖母を江戸より來りて。同居せしあざ。孫んごろ
 小いたまりてつあつらるよ。を亦ほどぬく身
 まかありあざ。ひまの身ひとつよて。他の累もぬ

く。ひまごどしおひさるよを何らねむ。尋常のも
 のならぬ。操を守ることもおぼつあなきを。るむ
 いさうの志を撓もぬ。ふたたび江戸小いで
 て。黒田家の奥室小法あへ。そ此俸金を貯へて。美
 濃部家祖先の祀を怠らず。固より公事小勉勵せ
 しあバ。あつく庸あられて年月をかさね。三十餘
 年一日乃如く事へしはと小。ひまを年ねひて身
 のはららねもねをふまぬらぬよ。暇をこひ
 てふららび故郷小歸りしあ。その翌年夫釋され
 て江戸よ歸きり。ころよおひてるむ喜類ひなく。

年久しく勉め勵みて。多くもへたきる金錢をた
づさへて。夫の許よいたり。そをもて所用のものを
どもをかひ求め。ふまゝび伉儷を全うせしむ。
幕府その貞節を賞して。白銀十枚を下賜せられ
けり。こを文化六年十月の事にて。此時伊織を七
十二歳。むち七十一歳なりとぞ。實は珍らしき
事なりけり。

稻生恒軒妻波留子

もる子を江戸の久みて。氏を河瀬といひ。父をバ
外記とよべり。いとをれきより繼母よはへて。

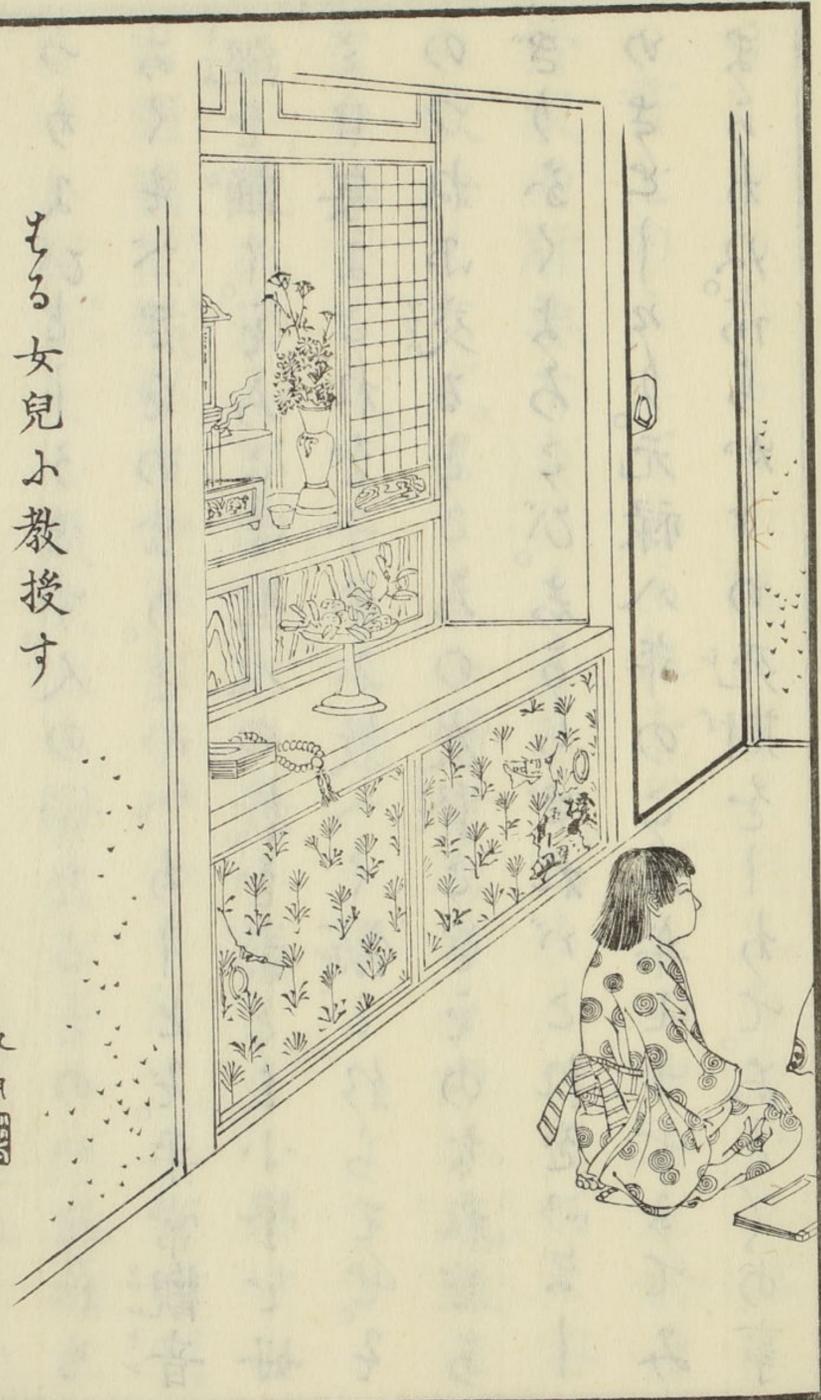
祢をよろなること。實母よつゝふるおごとく。孝
順おして。つ祢よ其あゝろをよろこむしめける
を。繼母の身あかり後を。その所生乃をきり兒
どもを育しめむ。家事を理めて急るふとれく。
勉めはぎめあり。その後稻生恒軒よ嫁して。よ
くその身を法くし。柔順貞操の聞えあり。あつ
て舅姑の大坂よ何かり時ハ。法ねよ消息おこた
らず。のち淀お移りきと。その身も江戸よりのほ
りなる。此時舅を已し身まのまれば。姑おつ
かへて孝養を盡せり。はる子性質奢侈をおくと。

儉素をこのとしかど。つね小人の爲不益あること
 とふ力をつくしてきまけすくひ。その婢僕を
 つらふよも慈愛を専らとして。恩恵を加へるあ
 ば。これありらびてつらへり。万々女工をよく
 して。補綴裁縫のおとどと。いさゝくあも人手をか
 らず。これみづうられつとめと好し。またよとか
 ぎの道よもくららねぢ。日々往來の書信よも。
 貨器の贈餽。及び衣服器物の調製まで。委らるる
 簿冊も登記して。いさゝくあも遺さることあり。もる子
 五歳の時母を喪ひ。その事蹟を詳らふあるよ

ねきをうねへ。よりく人よ問ひ質して。畧其世系
 乃始末。及び性行内治の何とを知ることとをえ。こ
 ををかきあるして七巻となしぬ。凡そ婦女たる
 ものの。父母舅姑も事あるさま。修身齊家の道も。
 おとどくこれよ具もきり。かゝる婦徳を備へけ
 ませ。その行ひも至りてえ。ものごとくおつこ
 ふら。よく内ををさめて。夫をたすけ。もと祖先
 の祀を怠らず。忌日よいり好らず供饌香花など。
 みづうらあまをどわかまの好ひ。時として珍ら
 き果など獲ること何まぢ。あからずまづこまを

もろ 女兒小教授す

榎湖



祖先の靈レイふ供イし。而シテして私の親族の忌日イミヒの。こころは悼イタし慎ツツむまでふて。おれを祖先舅姑ケイコのまつわよひとしうをす。人の婦メたるものハ。たれもあくまべきさそのなり。といへわしとぞ。平常ヘイジョウ觀クワン音オン經キヤウを誦ズし。とろこし聖人の教を崇タカとと。小學コウガクを好コトし。日毎ニチノヘよこれを子弟シテイふ教へく勵カシとせ。そのつねふ交マシるととろの友トモ賢カシとせそのなれざり。あくよろこび。あつらざればこれをひましめさとしなり。元禄八年ゲンロクハチネンのころ。年七十七シチジュウシチまでみまのわぬ。あらかの死シ期キをいあて。あつくの事

どもをつむらふ小記コキしとせめ。又その子及妹コノミナトイモの書カキをのこしてわのれをつぎ。その中ナカよも修身シユシン齊家サイカの肝要カンヤウなることどもを。あつしつけてこれ小教コウカウへしなど。まこと小婦女コメウメたるもの。龜鑑カガミとなまべくこそ。

農夫忠五郎妻

出羽國置賜郡中和田村イデノカミノカネノタムラといへる所トコロ也。忠右衛門チウユウヱモンといふ富豪フクガウなる農民ノリヒトあり。そまが子を忠五郎チウゴロウといふ。廿三歳ニヤウサウのころ。鄰村リノムラの何ナニる農家ノリカより。妻メを娶ムスりてをのころをうませ。一家輯睦イツボクして暮クしける

小。その子の二歳をこのあゝなれるころより。忠五郎ふと癩病ライビキウふこのあ。面部カホや腐爛フランして。臭氣シウキをれいぶりのあはまきバ。兩親すら厭イひとほざあるお至まるを。妻を少くもこれをいときらふことなく。よる晝あゝるを盡して。ひさまわつゝある。忠五郎もその志コシの切セツなるを感カず。ある時妻もむあひて果たりたるを。たのれゆのなる因縁インエンなれど。かゝる惡疾アクヤクは罹りて。父母もさへ疎ソ遠エンざけらるゝ。至れるを。ひとり汝が深切なる介抱カイボウもあづゝあること。たとひ命ををわて後も忘る

べあらず。いまい病勢日おそへて。重オモかり申くあゝちすれば。此世もあるえ久しうらド。まよこの後ひさねがらへきりとも。よの人のまどらひを。あねをぬことなれば。せめてい罪業ザイゴフ消滅セウメツのため。剃ライ髮ハツ深衣センエの身とぬりて。來世を助タスけらむとねをふなり。されが汝は僅ワザに十八歳の若き身なれど。ひあならん人よを嫁して。後のさあえをはあねる。たのれ汝の身のおちつきを聞クくうへ。こゝろ安やすく身みまのわたしと。涙おられてひひたれど。妻を暫シブシいぬし志こころづえ。答こただよえをざわし。とを

ありありて涙をばらひ。さていふやう。女の身と
して一度夫と定めし上ハ。きといひ侍るべき。わらハ今
めをみるもいゝであらひといひ侍るべき。わらハ今
君を見せし。他よあるバ。誰ありて病をここと
わ。行末をも見とゞをまわりすべき。なとうち歎
げバ。忠五郎も其ころろざしを感ド。さらバとを
あうも。そおとのころろよ任まべしといふ。妻
いよろらびて。一層心を盡して仕へらるよ。程も
なくやと疲れて。身まありたり。妻をえとよあり。父
母の歎きもひとゝならねど。さてあるべきは

らねど。野邊のおらり。えことまて。のち。日毎よ
幼子を養育し。舅姑もつらふるその際も。亡夫
の墓参を怠りなく。朝夕佛事のはる。他事あるわ
し。あ。きのふきふとおらふほど。一周忌を過し
る。忠右衛門夫婦。亡子の妻を側近らよびて。い
ひらる。是まで忠五郎の看病といひ。我等への
孝行といひ。報ゆる小辭あり。幸ひそとも年わら
きことなれば。我等が養女とあり。いゝのねるとこ
ろへを再醮せしめて。いゝ。これまでの苦勞
を慰むべし。さて孫の松太郎を。乳母をとわて

撫字をいめ。成長の後も此家を繼ぐめんといへば。寡婦の涙を流し。こそたをひもあらぬことなかり。わらひ當家へ嫁してのち。舅姑をこゝろ實の父母といたのときこゝろ奉れ。されば今更他家小ゆき。ふまゝび男よまみゆる事。をこゝろ死をともうけひき侍らば。夫忠五郎身まのわてのちは。さこそ便好うおもすらめ。今も夫よかそわて。父母への孝養をたくり。松太郎をもをわそぶて申べし。とてうつくひ好とけまば。忠右衛門夫婦も其貞節を感す。それよかりまをく何それとをわけ。實子

のやうふぞおもへり。あつて松太郎も今も生長して。十九歳よもなかり。生質温厚篤實。よて。祖父母を尊敬し。母よはのふるよもよく孝をつくり。をれば。鄰里郷黨その篤行を感す。松太郎を推して村長となし。その家まをくことさ。このえけり。これま。さく忠五郎の妻の貞節よ基わいて。忠五郎が不幸のその一身ふま。まわ。幸福を子孫に遺せること。決して偶然よあらざるなり。

綾部道弘妻志知子

志知を豊後國杵築人。小林政次の女なり。其父歿

して後。兄三友ととをふよく母よつらふ。三友、學問を好みてつ祿よ書をよとふ。たのづから薫陶せられて。稍詩文よ通じ。義理を解せり。三友の同僚綾部道弘を。無二の朋友なりしを。志ちを以てこれ小嫁せしめけり。志ち道弘の妻となりて後。柔順よしよくその夫よつらへらる。その里うらよめて。不幸の事どもうちつゞぎ。又夫よもおくれしる。悲歎のあまり。積塊の病よ罹りて。起つことあらず。されど日夜その子安正を側近く招きて。經史を講せしめ。その義理を

質し。女兒よの假字本の教となるべきものをよとならせなど。教育ふあつるをもちぬ。又風雅を好みて。花の朝、月の夕も。詞人をまねきて詩賦をえて。何をびかど。身久しく病小わづらへど。をまよの爲よ。ねんくづをまよ。精神爽るよて。正徳元年の秋のころ六十三歳よて身まのりぬ。その資性の柔順寛大かりしを以て。何る時婢よむあひて。素湯をせとめし。誤て熱湯をせとめし。あぢ。その小指頭を焼爛せし。ども。なほその器を放たず。傍らよ少女のあみゆひさしてありし

お。あわたゞしく母のせとふゆき。その器をこひ
とり。婢の鹿忽を戒め。母よむらひて。ゆゑなれば
むやくその器をばむなちたまむざりし。とゆへ
ば。たゞわらひて何事をもゆもでやとたりとぞ。

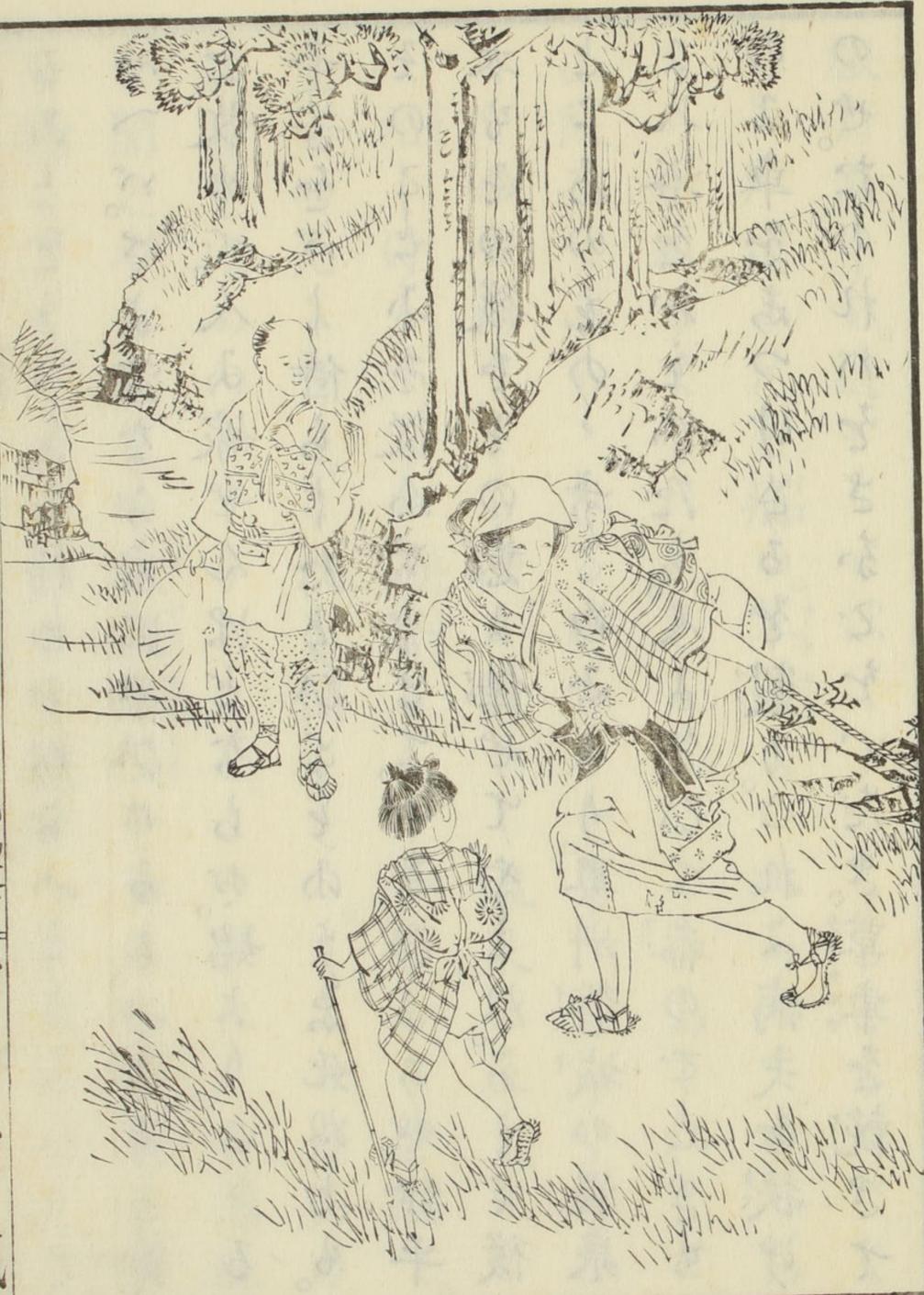
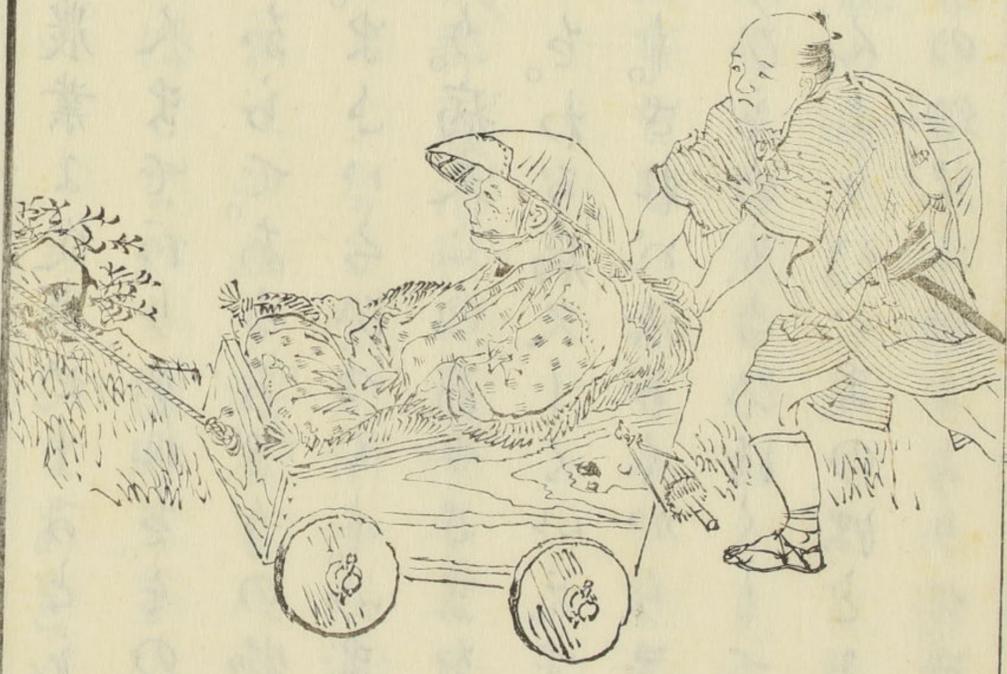
佐璵女

さよの常陸國茨城郡蘆沼村の農。伊平太の妻な
り。固より貧しきらしくなるを。夫伊平太濕瘡よ
わづらひ。年をさねてゆえず。起居も人手を
らざれど。何たもぬほどなれど。佐璵よるひる看
護しておくらたらず。いさゝかのひまあまむ。とづ

のら鋤鋤をとりて。農業より従事せしむと
をさなき子さへ二人まで有りなれど。そのまた
らきも。おとふまゝあらで。あるべきりの物をば。
病夫の薬價もあて。まゝいふつくし。ゆまいせ
んすべなきよ及べり。病夫このありさまをきて。
さよふあさりなるを。わが病久しくゆえず。命の
ほどもむらひがふし。されば汝らくからきめこ
て。さよものも着せ。ゆひものもゆひはくして。おの
れとこそ小餓死せんよりい。いまのほど小他家
に嫁しなむ。ふさりの幼児も汝よよりて成長す

さよ病夫の
車を挽て旅
行す

櫻胡画



るあとをうべし。これわがねがふところなり。と
 つへば。さよ涙をぐらにみひけるも。みまさら節
 を改めて。人よ嫁せんほどならぬ。始よりこの
 辛苦をばし侍らど。たとひとをふうも死ぬとも。
 そのこと小を従ふまどとて。いなびしや。伊平
 太もその後ちその意よ任せてやとぬ。のくて後
 ところのものをすめふより。奥州磐城の温泉
 に入浴をおもひたち。人よ乞ひて畚のごときも
 のよ車をあつけらるを製り。これよ病夫を扶け
 のせ。たのれいをさかぶをいだき。草車を輓きて

旅だちし。道いとどはくして。まのどらねが。な
 らぬ道小足を痛め。草鞋よい血あえて。めもあ
 たらきぬさまなれど。見る人ごとくあまれとて。
 山阪などふられる時を。力をそへてあすけひ
 くものも有りしは。日數へく温泉よ至り。日々
 又浴しける小。その効著るく。十日むのりを経て。
 全くみえよきり。これを聞くもの。さよら貞節の
 誠實をほめ。のりりあるむ。この事水戸の藩廳
 よ聞え。やぶてその租稅徭役をゆるされ。米若干
 を賜もりて。その貞節を賞揚せらきぬ。

女子の身は... 胎前産後... 全う... 十日... 山... 婦

婦女鑑卷一終

